経済農政局入札(見積)結果の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、経済農政局が発注する修繕及び業務委託に係る入札及び見積結 果の公表に関し、必要な事項を定める。

(公表対象)

- 第2条 公表は、次の各号に定めるものを対象とする。
 - (1) 一般競争入札、希望型指名競争入札など公募により参加者を募集する発注案件
 - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年 政令第372号)第10条に規定する随意契約
 - (3) 前2号いずれにも該当しない発注案件

(公表の方法等)

- 第3条 公表の方法等は、次のとおりとする。
 - (1)公表の方法は、原則発注課の窓口での閲覧とする。ただし、前条第1号及び第2号の場合は、千葉市ホームページの入札情報等ホームページにも併せ公表する。
 - (2) 公表期間は、入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときから、その翌年度終了までとする(ただし、長期継続契約にあっては、契約期間終了時の翌年度終了までとする。)。
 - (3) 閲覧日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日から12月31日まで、並びに1月2日及び1月3日)及び市長が認めた日以外の日とする。
 - (4) 閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。
 - (5) 発注課における閲覧用書類については、閲覧場所以外への持出しは禁止する。 また、複写サービスは行わない。

(公表内容)

- 第4条 公表は、次の各号に定める内容とする。
 - (1) 発注課窓口での公表は、入札調書又は見積調書で行う。
 - (2) 関係書類の閲覧を求められた場合は、発注課窓口において前号によるほか、契約書、仕様書及び随意契約理由書等を閲覧に供する。
 - (3) 千葉市ホームページでの公表は、千葉市入札情報等ポータルページにおける物品の調達及び業務委託等に係る入札情報等の公表に関する事務取扱要領第3条によるものとする。

附則

この要領は、平成21年1月15日から施行し、平成21年度予算の執行に係る業務委託から 適用する。

附則

この要領は、平成24年10月15日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

入 札 調 書

件名									
入 札 日 日	寺 年 月]	日	時	分				
入札及び開札場	所								
入札執行	当								
入札執行補助和			入札立会	人					
請 求 請	果				年 月 日~				
履行場原	近				年	月	日		
落 札 ā (決 定 業 者)			落 札 金 額				円		
番号	業者名		入札 (円)	再度	一回 (円)		備考		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
(備 考) ・長期継続契約の有無を記載すること ************************************									

・執行方法(随意契約、指名競争入札、希望型指名競争入札、一般競争入札等)及び 根拠法令を記載すること

件		名											
見	積	日 時	È		年	月		H	時	分			
見	積	場が	Î										
見	積 執	行者											
見利	債 執 行	補助者	î					見積立会	人				
請	求	詩	Į					履行期間		年	月	日~	\sim
履	行:	場が	ŕ					(契約期間)	<u> </u>	年	月	日	
決	定	者	.					決 定 金 額 (見積額×1.10)					円
番号			業者	名			J	見積 (円)	再度-	一回(円)	١	備	考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
(/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	- 孝)	• 上 t	旧《华公吉主	刃約のオ	5無た記	載っ ま	くァレ				1		

(備 考) ・長期継続契約の有無を記載すること

・執行方法(随意契約、指名競争入札、希望型指名競争入札、一般競争入札等)及び 根拠法令を記載すること